

漏水検知システム異常検知調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 財団法人山梨県環境整備事業団は、山梨県環境整備センターにおける漏水検知システムの異常検知について、客観的かつ専門的に原因の究明を行うため「漏水検知システム異常検知調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 原因究明に係る調査実施計画策定
- (2) 原因究明に係る調査実施
- (3) 原因究明に係る調査報告書の取りまとめ
- (4) 財団法人山梨県環境整備事業団が設置する山梨県環境整備センター安全管理委員会への調査に関する説明
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 調査委員会は、理事長が委嘱する別表1に掲げる委員5名で組織する。

- 2 調査委員会には、委員長1人を置く。
- 3 委員長は委員の互選により選任する。
- 4 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員の互選により委員長代理を選任する。

(任 期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から所掌事務終了の日までとする。

(会 議)

第5条 調査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は調査委員会の議長となる。
- 3 調査委員会の会議は原則公開とするが、会議の内容または進行において支障が生ずると懸念される場合には委員の協議により非公開とすることができる。
- 4 調査委員会は、委員の協議により必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(事務局)

第6条 調査委員会の事務局は、山梨県環境整備センター内に置く。

附 則

この要領は、平成25年 月 日から施行する。

(別表1)

氏 名	所 属	役 職 名	専 門 分 野 等
かねこ ひでひろ 金子 栄 廣	山 梨 大 学 大 学 院	教 授	環 境 工 学
なかむら ふみお 中 村 文 雄	山 梨 大 学	名 誉 教 授	水 質 工 学
すぎやま のりこ 杉 山 憲 子	東 京 海 上 日 動 リスクコンサルティング(株)	主 席 研 究 員	土 壤 環 境 地 下 水 環 境
すずき よしひこ 鈴 木 嘉 彦	山 梨 大 学	名 誉 教 授	電 気 工 学
さわ としゆき 澤 俊 行	広 島 大 学 大 学 院	特 任 教 授	材 料 工 学